

保・年金

国民健康保険被保険に加入しているみなさんへ

国民健康保険証の更新

現在ご使用の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、7月31日です。8月1日からの被保険者証は、7月31日までに簡易書留郵便で郵送します。

また、職場の健康保険などに加入した場合、届出が必要です。

※70歳以上の高齢受給者の被保険者証には、高齢受給者証発効期日・一部負担金の割合(平成25年中の所得の状況により判定)が表示されます。

被保険者証の裏面に臓器提供の意思表示ができます

臓器移植は、病气などで臓器が機能しなくなった人に、ほかの人の健康な臓器を移植して機

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付書を発送します

7月16日(木)に平成26年度国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付書(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)を郵送します。

なお、特別徴収(年金から天引き)の人は、7月31日(木)に郵送します。

また、7月31日(木)は第1期納期限です。納め忘れのないようお願いします。

口座振替をご利用のみなさんへ

口座に残高不足がないよう、必ずご確認をお願いします。 ※納付が困難な場合は、そのままにせず、下記窓口で納付相談をお願いします。

【国民健康保険税について】国保年金課保険税班(☎内線281~284)、【後期高齢者医療保険料について】国保年金課高齢者医療年金班(☎内線288・299)、【介護保険料について】介護福祉課介護保険班(☎内線277)。

能を回復させるという医療です。本人の意思が不明な場合も、家族の承諾で臓器提供ができません。また、15歳未満の人からの脳死下での臓器提供も可能です。臓器提供の意思表示がしければ、健康な臓器の提供によって誰かの命を助けることができます。家族と話し合い、意思を表示しておくことが大切です。

※臓器提供の意思表示欄への記入は任意であり、記入を義務づけるものではありません。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日(木)です。8月以降も必要な人は、申請してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

高額な診療を受けた際、1カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、後で高額療養費として給付されていますが、

後期高齢者医療保険に加入しているみなさんへ

後期高齢者医療保険料の通知

保険料に関する通知は、特別徴収(年金から天引き)されている人と普通徴収(納付書による納付)の人では発送日が異なりますのでお知らせします。

特別徴収されている人

●普通徴収の人:7月16日(木)に発送(第1期分の納付期限は7月31日(木)まで)。

●10月から特別徴収が始まる人の場合、第1期から第3期分は普通徴収となります。

なお、国民健康保険被保険者から後期高齢者医療被保険者になった人は、国民健康保険税の口座振替の届け出をしても、保険の種類が変わるため、あらためて後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みが必要です。また、本年度、特別徴収とならず、普通徴収となる人は次のいずれかにあてはまる人です。

●年金額が一定額未満の人。

●介護保険料と合わせた保険料額が、特別徴収対象年金額の2分の1を超える人。

●年度途中で75歳になった人や

転入した人。

後期高齢者医療制度被保険者証の更新

「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(木)です。8月1日からの被保険者証は、今月中に簡易書留郵便で発送します。

なお、平成25年中の所得の状況によって、病院窓口の一部負担金割合が変更になる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日(木)です。

現在認定証をお持ちの人で、8月から引き続き該当する人には、今月中に被保険者証とともに郵送します。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から、保険税が天引き(特別徴収)されます。

75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

なお、年金受給額、所得金額、国保では世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。

◆年金の特別徴収から口座振替に変更できます

変更を希望する場合は、申し出が必要です。7月31日(木)までに、次の①②のとおり、国保年金課まで。

①すでに口座振替を利用している人は、認め印と保険証を持参。②新たに75歳に到達し、後期高齢者医療制度の対象になった人、国保税を新規に口座振替する人、振替口座を変更する人は、認め印と保険証のほかに、事前に利用する金融機関で口座振替の申し込み手続きを行い、本人控えを持参ください(郵送も可)。

すでに納付方法変更の申し出をしている人は、再度の申し出は必要ありません。

7月31日(木)以降の申し出は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、12月以降の年金から中止します。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付状況によって、口座振替に変更できない場合があります。また、口座振替の残高不足による振替不能が続く場合は、特別徴収に戻ることになります。

※介護保険料・市県民税の特別徴収は、変更の対象となりません。

※詳しくは左記まで。

○国保年金課保険税班(☎内線284)、高齢者医療年金班(☎内線289、299)。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。国民年金、厚生年金に関すること、年金請求手続きや加入記録の確認、そのほか年金制度に関することなど、お気軽にご相談ください。

相談時間は一人30分間です。7月31日(木)・午前10時~午後3時15分。

○市役所附属棟25会議室。

○8人。

○申し込みの際、基礎年金番号の分かるものを必ず持参してください。

○申し込みの受付は、平成26年4月から、申請時点の2年1カ月前の月分まで可能となりました。

○国民年金手帳、または基礎年金番号の分かるもの、印鑑を持参。

※平成26年1月2日以降の転入者や、失業などによる場合は、事前に左記までお問い合わせください。

○船舶橋年金事務所(☎0471-42418811)、市国保年金課高齢者医療年金班。

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中のみなさんへ

該当するみなさんの「国民年金受給権者所得状況届」または「障害状況確認届・受給権者所得状況届」のついた診断書は、7月未だに市国保年金課高齢者医療年金班まで提出してください。

所得状況届には、所得の審査が必要です。ご家族の扶養にない人は、申告が必要で、いない人は、申告が済んでいない人は、申告が必要で、

※詳しくは左記まで。

○船舶橋年金事務所、市国保年金課高齢者医療年金班。

印西地区SOSネットワーク協力団体への加入事業者を募集

印西警察署管内3市町(印西市・白井市・栄町の一部)では、認知症高齢者の徘徊に速やかに対応するため、FAXを使用したネットワークを構築しており、協力団体になっていただける加入事業者を募集しています。加入事業者には、印西警察署から行方不明者の情報が一斉に送信されます。

※加入の申し込みは下記まで。 ○介護福祉課生きがい支援班(☎内線271)。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯番号